

京都市における指定審査基準等について（Q & A）

■ 注意事項

事前に介護保険法、同法施行令・施行規則、京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を必ず確認してください。

目 次

1	全サービス共通	1
Q 1	介護事業の定款への記載方法	
Q 2	事業所の名称に関する注意点	
Q 3	指定申請から指定までの所要期間	
Q 4	申請者以外からの申請手続	
Q 5	事前相談、指定申請時の配置人員状況	2
Q 6	建物1階以外での事業所の設置	
Q 7	複数事業所の併設	3
Q 8	面積の計測方法	
Q 9	複数の事業所を併設する場合の設備の共用	4
Q 10	相談室の配置・仕様	5
Q 11	自宅（居宅）での事業所の開設	
Q 12	管理者の要件	
Q 13	管理者を兼務する場合の管理者として必要な勤務時間数	
Q 14	管理者の兼務	6
Q 15	生活相談員の要件	
Q 16	介護職員、介護従業者の要件	
2	通所系サービス、施設・居住系サービス共通	7
Q 17	賃貸物件における注意点	
Q 18	外国人留学生の人員基準への算入	
3	訪問介護	8
Q 19	訪問介護の人員基準	
Q 20	訪問介護の管理者の人員基準への算入	
Q 21	サービス提供責任者の要件	
Q 22	初任者研修修了者（修了証未交付）の人員基準への算入	
4	通所介護・地域密着型通所介護	9
Q 23	通所介護における人員基準の留意点	
Q 24	通所介護における設備基準の留意点	
5	短期入所生活介護	10
Q 25	中廊下幅（2.7メートル）が必要となる場合	
6	特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護	11
Q 26	利用者の推定数	
7	（看護）小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護	

Q27 日中時間帯の人員基準の考え方

8 介護老人保健施設 12

Q28 薬剤師の配置

9 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

Q29 福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所の人員基準

10 介護医療院

Q30 特定診療費の理学療法、作業療法に係る施設基準

Q31 療養室（多床室）に設置するパーテーションの基準について

Q32 汚物処理室のスペース確保について 13

1 全サービス共通

Q 1 介護保険の事業を新たに実施するに当たって、定款にはどのように記載すべきですか。

A 1 例えば、訪問介護事業所を開始される場合は、「介護保険法に基づく訪問介護」と記載してください。

Q 2 事業所の名称について、注意点はありますか。

A 2 名称について法令等の規制はありませんが、利用者のサービス利用に支障が生じないように、以下に該当するようなものは避けてください。

- ① サービス種別について誤解を与えるような名称（例 リハビリ型訪問介護等）
- ② 地域の名称と異なった名称（例 北区で京都駅前デイサービス等）
- ③ 既にある事業所と全く同一の名称
- ④ 利用者や付近の住民の方等に不快感を与えるような名称

Q 3 指定申請から指定までどの程度の期間が必要ですか。

A 3 本市では、事前相談を行っていただいた後、指定申請を受け付けています。事前相談に約1箇月、指定申請の審査に2箇月必要です（申請書類の補正期間を除きます。）。

なお、既に京都市内で、介護保険事業所を運営されている法人の場合は、指定申請前に実地指導を行う場合がありますので、事前相談から指定日まで6箇月程度かかる場合があります。あらかじめ、当該期間を見込んで、事業計画を立ててください。

- ※1 図面の変更等が必要となる場合がありますので、必ず建築確認申請前に事前相談を行ってください。
- ※2 指定予定日の約2週間前に審査の一環として、現地確認を行いますので、その時点で、開所が可能な設備を整えてください。また、その時点で基準を満たしていないことが判明した場合は、希望日に指定できなくなりますので、あらかじめ御了承ください。

Q 4 申請手続を申請者以外の者が行うことは可能ですか。

A 4 申請者以外の方が申請、届出等を行う際には、代理権限の有無を確認するため、委任状を必ず御提出ください（電子申請及び郵送含む）。また、必要に応じてその資格を有することを証する書類の御呈示をお願いする場合があります。

なお、事業計画や事業運営等、申請者が説明すべき内容は、申請者に確認を行います。申請者以外が申請手続を行う場合においても、申請者は必ず提出前に内容を確認したうえで、申請内容に責任を持って対応できるようにしてください。

(参考)

社会保険労務士法により、社会保険労務士が介護保険法に基づいて申請書等の提出に関する手続を代行することを業として行うことが可能とされています。

Q 5 事前相談及び指定申請時、配置人員はどの程度確定する必要がありますか。

A 5 人員については、できるだけ確定した状況で御相談をいただくと指定事務がスムーズに進みます。また、指定申請については、人員が全て決定してから申請してください。

ただし、やむを得ず、人員を決定しきれない場合については、原則として、以下のとおり取り扱います。

なお、指定日までに職員を雇用し、事前に研修を実施することが望ましいものですが、指定日からの雇用でも、事業運営に支障がない場合は差し支えありません。

ただし、この場合でも、雇用契約（指定日時時点で雇用する内容のもの）は、現地確認日までに締結しておいてください。

また、一部の地域密着型サービスにおける管理者、代表者及び計画作成担当者については、研修の受講が必須となっていますので御注意ください。

<事前相談段階>

職種	内容
管理者	決定しておいてください。
資格を必要とする職(サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、医師、看護職員、機能訓練指導員、ユニットリーダー等)	少なくとも、配置が必要な職種及び員数を確認してください。
訪問介護員、介護職員、介護従業者	少なくとも、配置が必要な職種及び員数を確認してください。

<指定申請段階>

職種	内容
管理者	決定しておいてください。
資格を必要とする職(サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、医師、看護職員、機能訓練指導員、ユニットリーダー等)	決定しておいてください。
訪問介護員、介護職員、介護従業者	指定予定日1箇月前までに決定してください。

Q 6 1階以外でも介護保険事業所として指定を受けられますか。

A 6 利用者の利便を考慮すると、1階が望ましいものと考えます。

しかし、エレベーターがある等、車いすを利用されている方等への対応が適切にできると認められる場合は、指定を受けることができます。

Q 7 複数の介護保険事業所や他の事業所と一つの建物に併設できますか。

A 7 法令等に制限がある場合を除き、業務に支障がないことを前提に併設できます。

ただし、介護保険事業所と介護保険事業所以外の事業所を併設することは、衛生管理、個人情報管理等を適正に保つこと等、事業所運営が通常以上に難しいため、安易に併設しないようお願いします。併設される場合は、以下の要件を必ず満たしてください。

① 訪問系サービスについては、サービス種別ごとに事業所のスペースを区分してください。

通所系、居住系及び施設系サービス並びに介護保険事業所以外の事業所との併設については、入口を別に設けることを原則としますが、外玄関が1つにならざるを得ない場合は、少なくとも、それぞれに鍵のかかる内玄関を設けてください。

② 台帳保管庫の鍵管理、パソコンのパスワード管理等に留意し、個人情報は、当該事業所の職員のみが閲覧できるようにしてください。

③ 事務室の面積は、サービスごとに7.4㎡以上の有効面積を確保してください（福祉用具貸与と福祉用具販売は同一場所でも構いません）。

Q 8 面積に基準があるサービスがありますが、面積の計測方法は、壁の中心から計測した長さで算定した面積（「壁芯面積」という。）で算定すべきか、それとも壁の内側から内側までで計測した面積（以下「有効面積」という。）で算定すべきですか。

A 8 有効面積で算定します。

Q 9 介護保険事業所（老人福祉法関係事業所を含む。このQ内において以下同じ。）同士や他の事業所を併設している場合、施設の共用はどこまでできますか。

A 9 業務に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱います。
 なお、施設の共用は、本来、個人情報の保護、衛生管理等の理由から望ましくはなく（可否が○でも望ましいということではありません。）、できるだけ専用で設置してください。
 また、介護保険事業所によっては、別途、施設の共用についての制限規定がある場合があります。

施設名	共用の可否	注意事項
事務室	○	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所同士は、区分を明確にしてください。介護保険事業所以外との共用の場合は、パーティション等で間仕切りしてください。 ※ 個人情報の取扱いに十分留意してください。
相談室	○	<ul style="list-style-type: none"> どの事業所が相談室の管理を行うのかを明確にしてください。
浴室	△	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場法の届出が必要になる場合があります。 専用に使用できる時間を明確にし、業務に支障がないことを明確にしてください。また、異なる事業所が使用する前に清掃する等、衛生管理に十分留意してください。 介護保険事業所以外との浴室の共用は望ましくありません。
調理室	○	
機能訓練室、共同生活室等の専用設備	×	<ul style="list-style-type: none"> 併設する他の介護保険事業所へ移動するために、これらの専用設備を通らなければならない場合は、当該通行部分を廊下として認定し、専用面積から除外する場合があります。
利用者が使用するトイレ	×	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理上、感染症を防止することが難しいと考えられるため認められません（訪問系サービスを除く）。

Q10 相談室の配置及び仕様で気をつける点がありますか。

A10 配置については、個人情報保護及びサービス提供への支障を勘案して、入口付近にあることが望ましいと考えています。

仕様については、独立した部屋を確保していただくことが原則ですが、やむを得ず、事業所の一部を区切って相談室とする場合は、プライバシーに配慮するため、最低限、

- ①パーティションの高さは1.8m以上
- ②できるかぎり防音に配慮したレイアウトの配置又はパーティションの素材を確保してください。

Q11 自宅（居宅）での介護保険事業所の指定は認められますか。

A11 本市では、個人情報及び衛生状態の管理の観点等から、自宅（居宅）を介護保険事業所として指定することは、望ましくないと考えています。

しかしながら、やむを得ず自宅（居宅）で開業される場合は、最低限、

- ① 個人情報が適切に管理できる
- ② 衛生状態が適切に管理できる（衛生状態については、家族等がいらっしゃる場合は、家族等が感染症に感染した場合の利用者への感染防止対策の確保等）
- ③ 介護保険事業所と自宅との区分を明確にできる（最低限、部屋ごとに区分され、部屋に鍵ができる。）

ことを条件とします。

なお、図面等を確認する中で、上記の他に介護保険事業所としての運営に問題があると考えられる場合は、その点についても解消していただくことが必要になる場合があります。

Q12 管理者の要件はありますか。

A12 常勤かつ専従である必要があります。ただし、管理上支障がない場合には、当該事業所の他の職務又は他の事業所、施設の職務に従事できます。

なお、一部のサービスについては、上記に加えて資格、研修修了証及び実務経験等が、必要となりますので詳しくは該当サービスの運営基準を御確認ください。

Q13 管理者の兼務は、当該事業所の管理上支障がない場合に認められていますが、他の業務と兼務する場合、どれくらい管理者としての勤務（業務量）が必要ですか。

A13 本市においては、経験を重ねた管理者であっても、管理者業務については、常勤換算で概ね0.2人分は必要と考えています。事業運営に支障がないよう適切に配置してください（実態に問題がある場合は人員基準を満たしていないと判断します。）。

※ あくまで管理者は常勤であることが必要ですので、十分、御留意ください。

Q14 訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護の管理者は、同一敷地内(隣接地含む。)にある介護保険事業所以外の事業所と兼務できますか。

A14 兼務できません。介護保険事業所(老人福祉法関係施設を含む。)に限られます。

※ 訪問介護の管理者と障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所の管理者を兼務する場合には、介護保険最新情報V o 1. 22「介護保険法に基づく指定訪問介護事業所が障害者自立支援法に基づく居宅介護を行う場合の取扱いについて」を参照してください。

Q15 生活相談員の要件はありますか。

A15 生活相談員の要件については、「京都市介護サービス事業所の指定等に係る審査手続に関する要綱」に次のように規定しています。

(1) 以下のうちいずれかの資格があること。

- ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護福祉士

Q16 介護職員や介護従業者に必要な要件はありますか。

A16 運営基準上、資格要件を定めている場合を除き、特に資格要件はありません。ただし、指定後、スムーズな運営を行っていただく必要があることから、全従業員(管理者含む。)のうち、3分の1以上は、介護サービス、保健医療サービス、福祉サービスの直接処遇の経験が概ね2年以上ある方としてください。

2 通所系サービス及び施設・居住系サービス（※）共通

※ 通所系サービス及び施設・居住系サービスとは、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院のことを指します。

Q17 事業所を賃貸で探そうと考えていますが、何か注意すべき点がありますか。

A17 次の①又は②を必ず満たしている物件を探してください。

- ① 昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手している物件
- ② 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した物件にあっては、耐震診断報告書において耐震性を有することを確認していること、又は耐震改修工事等により耐震性を有していることを確認していること。

なお、本市では、御利用者の安心、安全を確保する観点から、建築基準法に基づく検査済証があることが望ましいと考えています。

また、トイレについては、他事業所との併用（テナントビルの場合等）は認められませんので、御注意ください。

既存物件を購入される場合も、同様の点に御注意ください。

Q18 資格外活動許可を得た外国人留学生をアルバイト雇用した場合、人員配置基準の算入対象とすることはできますか。

A18 本市では、介護サービスの質や利用者の安心・安全等を担保する必要性から、国が定めた介護サービスに係る外国人技能実習生の取扱い（平成29年11月施行）等を準用し、算入対象範囲について以下のとおり取り扱うこととしています。

- ① 日本語能力試験「N2」以上取得者…就労開始日から
- ② 同試験「N3」以下の取得者…就労開始後6箇月経過後から

3 訪問介護

Q19 訪問介護事業所は、常勤換算方法2. 5人で開所できると聞きました。この人数で開所できますか

A19 常勤換算方法2. 5人は、訪問介護員として必要な員数です。この他に、少なくとも、管理者業務を行う人員が必要になります。

Q20 訪問介護事業所の管理者は、訪問介護員等の人員の最低基準である2. 5人に含めることができますか。

A20 全ての勤務時間を含めることはできません。管理者が訪問介護員等を兼務することは可能ですが、管理者として管理業務を行う勤務時間を除いた時間だけを、訪問介護員等の員数に含めることができます。

Q21 サービス提供責任者の資格要件はありますか。

A21 介護福祉士、実務者研修修了者（※）である必要があります。

※ ヘルパー1級(看護師、准看護師含む)、介護職員基礎研修課程修了者を含む。

Q22 訪問介護事業所の訪問介護員について、初任者研修（旧2級ヘルパー研修）は修了していますが、資格証の発行日が、指定日以降になる場合、当初の指定申請の訪問介護員の員数に算定可能ですか。

A22 訪問介護員として訪問介護サービスに従事することができるのは、資格証の発行日以降になります。資格証がない場合は、員数に含めて算定することはできません。

4 通所介護（地域密着型通所介護も含む）

Q23 通所介護における人員基準上の留意点はありますか。

A23 次のとおり取り扱ってください。

○ 生活相談員

サービス提供時間数分の配置が必要となりますので、病気等の休暇で生活相談員が欠けた場合に対応するための予備の人員を必ず確保してください。

したがって、最低でも2名以上の確保が必要です（なお、毎日、2名の生活相談員が必要という趣旨ではありません。）。

○ 機能訓練指導員

必ずしも毎日配置する必要はありませんが、通所介護事業所の目的の一つである機能訓練を適切に実施できるよう配置してください（介護職員に任せきりということでは、適切とは言えません）。

なお、個別機能訓練加算を算定する場合は、理学療法士等を配置する曜日をあらかじめ定めておき、当該曜日は、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がありますので御注意ください。

○ 看護職員

単位ごとに配置してください（サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。ただし、看護職員が行うべき健康管理等が適切に実施できる配置としてください）。

なお、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、サービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合は、看護職員が確保されているものとみなします。

Q24 通所介護の指定時の設備基準の注意点について教えてください。

- ① 静養室
- ② 相談室
- ③ 食堂及び機能訓練室
- ④ トイレ
- ⑤ 洗面

A24 以下のとおり取り扱います。

① 静養室

利用者が静養できる空間を確保してください。特に、狭いスペースで、静養する方が自由にベッドから降りられない状況であると判断される場合は、身体拘束となる可能性がありますので、御注意ください。

② 相談室

プライバシーに配慮してください。独立した部屋が望ましいですが、部屋を確保できない場合は、少なくとも高さ1.8m以上のパーテーションを設置する等、明確に区分してください（Q9参照）。

③ 食堂及び機能訓練室

以下の部分は面積から除外します。なお、基準上は、利用者1人当たり3㎡となっていますが、機能訓練等に十分な広さを確保するため、できるだけ余裕を持った構造にしてください。

- ・ 食堂としての機能がない又は機能訓練が実施できないと考えられる狭いスペース

- ・ 台所及び調理室

台所は、食堂部分に含まれません。したがって、台所関係の備品が置いてある面積は、食堂、機能訓練室の面積から除外されますので御注意ください。

- ・ 洗面（手洗い）の面積

- ・ その他、利用者が通常使用しないと考えられる設備の設置面積

④ トイレ

トイレについては、利用定員10人以下の小規模な事業所であっても2箇所以上が望ましいと考えています。利用者が10人を超える規模の事業所にあっては、利用定員10人当たり1箇所は確保していただくようお願いします。

⑤ 洗面（手洗い）

衛生管理上（手洗い、うがい等）、必要な設備であるため、利用者10人当たり1箇所は確保していただくようお願いします。

5 短期入所生活介護

Q25 「中廊下」（幅2.7メートル）としなければならないのは、どのような場合ですか。

A25 両側に居室、静養室、食堂、浴室又は機能訓練室のいずれかがある場合は、「中廊下」として取り扱ってください（トイレの前も中廊下として取り扱うことが適当です）。

6 特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護

Q26 特定施設入居者生活介護等の新規指定（開所）の利用者の推定数は、指定当初に定員の90%、6箇月経過後に入所者実数に応じて見直すことができるとありますが、6箇月未満の場合に他の算出方法はありますか。

A26 指定（開所）後、1箇月以上を経過しても入所者数が定員の半数に満たない場合に限り、推定数の変更の協議を行いますので、御相談ください。

7（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

Q27（看護）小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の介護従業者の日中時間帯の配置について、基準省令では、常勤換算方法で利用者3人又はその端数を増すごとに1以上の配置が必要とされていますが、基準省令の解釈通知では、1日の常勤の勤務時間数に基準人員数を乗じた配置をするよう例示があります。
基準上必要な配置人員はどのように考えればよいでしょうか。

A27 解釈通知の例示に従い、毎日のサービス提供時間を十分に満たす人員を確保することが望ましいですが、基準省令の規定のとおり「常勤換算方法」で人員基準を満たすことが必要最低限の人員基準要件となります。

配置に当たっては、人員基準を満たすことはもとより、利用者の処遇に支障を生じさせない人員の配置に努めてください。

<介護従業者の人員基準の考え方>

（例）認知症対応型共同生活介護（利用者9人）で常勤職員週40時間（1日8時間）勤務、日中時間帯6時～21時の場合

※ 常時1人以上の配置が必要

【できる限り確保することが望ましい配置人員数（解釈通知の例示）】

毎日8時間×3人＝24時間分

	月	火	水	木	金	土	日	週合計時間数
日中の時間帯	8	8	8	8	8	8	8	168
	8	8	8	8	8	8	8	
	8	8	8	8	8	8	8	
合計	24	24	24	24	24	24	24	

【最低基準（常勤換算方法で3：1）を満たす配置人員数（基準省令）】

週当たり40時間×3人＝120時間分

	月	火	水	木	金	土	日	週合計時間数
日中の時間帯	8	8	8	8	8	休	休	120
	8	休	休	8	8	8	8	
	8	8	8	休	休	8	8	
合計	24	16	16	16	16	16	16	

8 介護老人保健施設

Q28 介護老人保健施設に薬剤師の配置は委託でも認められますか。

A28 認められません。薬剤師の業務は、利用者の健康管理等を想定しているため、施設運営法人が直接指示できる体制としてください。

9 福祉用具貸与、特定福祉用具販売

Q29 福祉用具貸与及び福祉用具販売の事業所は、2人で介護保険事業所として指定を受けることができますか。

A29 できません。福祉用具専門相談員を常勤換算で2名、その他に、管理者の配置が必要です。

10 介護医療院

Q30 介護医療院の特定診療費の理学療法及び作業療法の施設基準について

- ① 1つの部屋で、理学療法と作業療法の面積基準を同時に満たしていると判断して良いですか。
- ② 複数の部屋の面積を合算して、面積基準を満たすことは可能ですか。

A30

- ① 1つの部屋では、基準を満たすことはできません。別々に部屋を確保し、それぞれで面積基準を満たしてください。
- ② 可能です。ただし、作業療法及び理学療法の区画を明確にする等、支障が生じないようにスペースを確保してください。

Q31 介護医療院の療養室の施設基準について、カーテンとパーテーションを設置して、多床室を区分することを検討していますが、パーテーションの規格・寸法の基準はありますか。

A31 基準省令及び解釈通知において、多床室の場合は、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保することと示されていることから、最低限の目安として、枕元に長さ1m以上、高さ1.4m以上のもの（ベッドの枕元で座位になって視線を遮断できる程度）を設置してください。

なお、療養室の面積を計測する際、パーテーションの面積は療養室面積から控除してください（経過措置適用（療養室面積6.4㎡/人以上）の介護療養型医療施設等は除く）。

Q32 介護医療院の汚物処理室について、介護療養型医療施設から介護医療院に転換するにあたり、転換前の施設には汚物処理室がなく、トイレ内に汚物処理槽を設置しているのみですが、カーテン又は扉を設置することで基準を満たすと考えてよいでしょうか。

A32 基準省令の解釈通知では、他の施設と区別された一定のスペースを有することと示されており、感染等の危険があるため、原則として入所者等が利用するトイレとは区別されている必要があります。

しかしながら、介護療養型医療施設には汚物処理室の設置基準がなく、新たにスペースを確保することが困難であることも想定されることから、やむを得ずトイレ内に設置する場合は、以下のとおり取り扱うこととします。

- ① アコーディオンカーテンや扉等による区画を可とする（ただし、入所者等のトイレ使用の妨げになる場合は不可）。
- ② 区画された汚物処理室内で作業が行えるスペースを確保する。
- ③ 換気扇を設置するなど、衛生管理に配慮された構造とする。

※新設、大規模改修の場合は、原則として区別されたスペースを設置すること。